

福島県社会的養育推進計画（令和7年～令和11年）（案）概要版

1 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

●計画改定の趣旨

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭庁から示された「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき、平成31年3月に策定した現行の「福島県社会的養育推進計画」を見直し、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、子どもの最善の利益を実現していくための新たな計画として策定するもの。

●計画の期間

令和7年度から令和11年度の5年間

2 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 措置等の場面における子どもの意見聴取等措置
- 意見表明等支援員の配置を含む子どもの権利擁護に係る環境整備

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組

- こども家庭センターの設置に向けた支援
目標：設置市町村数 59市町村（令和9年度末まで）

- ヤングケアラー支援のための連携体制構築
- 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援
- 児童家庭支援センターとの連携

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 妊産婦等への支援体制の強化
- 市町村との連携

5 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

- 代替養育を必要とする子どもの見込み
- 代替養育を必要とする子どもの見込みを反映した里親委託率

6 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護の体制・環境整備
- 一時保護職員の専門性向上に向けた取組
- 一時保護委託が可能な里親等の確保、充実に向けた取組
- 子どもの権利に配慮した一時保護の実施

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- 親子関係再構築に向けた支援体制の整備
- 市町村、里親、ファミリーホーム、施設との連携、協働について

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親等への委託子どもの今後の見込み
- 本県における里親委託率の数値目標
乳幼児 ⇒ 75%以上（概ね5年以内）
学童期 ⇒ 50%以上（概ね5年以内）
- 里親養育包括（フォースタлинク）事業の実施による里親支援体制の強化

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設で養育が必要な子どもの数の見込み
- 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 社会的養護経験者等の実態把握
- 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
- 社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の整備

11 児童相談所の強化等に向けた取組

- 児童相談所の人材確保・育成について
- 児童相談所と関係機関との連携強化

12 障害児入所施設における支援

- 小規模化の推進に向けた情報提供や支援
- 職員の専門性向上と支援力の強化